

## 【第三回目】 障害厚生年金の受給要件とは

第三回目では、サラリーマン等が障害厚生年金の受給手続きを行う際の要件をとりあげております。つまり、どのような条件時に障害年金がもらえるかです。

### 1. 障害厚生年金等の受給要件

障害になったからといって、誰しもが受給できるとは限りません。次のような制限があります。  
(ここでは、現役サラリーマン等を想定していますので、障害厚生年金と障害手当金(一時金)に関する受給要件を記載しています)

#### 【障害厚生年金の場合】 (厚労省資料より)

下記の3条件全てを満たしていることが必須です。

	要件	補足説明
1.	厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの「初診日」があること	「初診日」とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、 <u>一番初めに医師等の診療を受けた日</u> が初診日になります。
2.	障害の状態が、「障害認定日(※ 次頁参照)」に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること	「障害認定日」とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについて初診日から <u>1年6か月を過ぎた日</u> 、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。
3.	保険料の納付要件を満たしていること	詳細は、3頁を参照 (厚労省パンフレット)

#### 【障害手当金の場合】 (厚労省資料より)

障害厚生年金に該当する状態よりも、軽い障害が残った時は、障害手当金(一時金)を受け取れる制度です。

	要件	補足説明
1.	厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの「初診日」があること	「初診日」とは障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療をうけた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、 <u>一番初めに医師等の診療を受けた日</u> が初診日になります。

2.	障害の状態が、次の条件すべてに該当していること ・初診日から5年以内に治っていること(症状が固定していること) ・治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態より軽いこと ・障害等級表に定める障害の状態であること	
3.	保険料の納付要件を満たしていること	詳細は、3頁を参照（厚労省パンフレット）

□補足: 障害認定日とは（厚労省 HP より）

初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。

※ 例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6ヶ月以内に、次の1.～7.に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。

- 1.人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3ヵ月を経過した日
- 2.人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
- 3.心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合は、装着した日
- 4.人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6ヵ月を経過した日
- 5.新膀胱を造設した場合は、造設した日
- 6.切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日(障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日)
- 7.喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
- 8 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

(次頁続く)

## ■ 保険料の納付要件

初診日の前日に、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

### 【例1】

平成25年												平成26年						
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納		
← 納付済期間 (4カ月) →				← 未納期間 (3カ月) →			← 免除期間 (3カ月) →			← 納付済期間 (5カ月) →								
← 被保険者期間 (15カ月) →																		

### <解説>

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2カ月前(平成26年7月)までの15カ月です。このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12カ月です。上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上(10カ月以上)あるので納付要件は満たしています。

## 保険料の納付要件の特例

次のすべての条件に該当する場合は、納付要件を満たします。

- ・ 初診日が平成38年4月1日前にあること
- ・ 初診日において65歳未満であること
- ・ 初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

### 【例2】

平成25年												平成26年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納
← 直近1年間の期間 → → 保険料の未納期間がない																				

### <解説>

初診日がある月の2カ月前までの直近1年間(平成25年8月から平成26年7月まで)に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

\* 初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所にご相談ください。